

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月3日（月）午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 46（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
		6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄	20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（3名）

農業委員

最適化推進委員 5 番 氏原 邦弘

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

1 6 番 堀田 善春

1 7 番 松浦 良規

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第 3 号 諸証明について

報告第 4 号 農地転用確認交付申請書について

報告第 5 号 農地法第 4 条・5 条許可について

報告第 6 号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
(令和 7 年 1 月 16 日～令和 7 年 2 月 14 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項の規定による「地域計画」
（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和

農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳

一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課課長 岩見 藤三郎 農業振興係長 宇都宮 弘

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 2 4 名、農地利用最適化推進委員 2 2 名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和7年3月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、氏原委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に堀田委員、松浦委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は6件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと

おりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

107番について説明をいたします。こちらの方は◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの土地を借りて耕作するという案件であります。◇◇◇◇さんはまだ経験は浅いですが、非常に熱心に農業に取り組まれております。また、◇◇◇◇さんの方も高齢であることから耕作が難しいということで、◇◇◇◇さんが経営規模を拡大するという目的もありまして、こちらの方の申請になっております。特に問題はないと思います。

《石城戸委員》

108番についてご説明いたします。この案件は大阪府の◇◇◇◇さんから蔣淵の◇◇◇◇さんに譲渡された案件です。問題ないと思います。

《土居委員》

109番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇さんは以前から体を壊されており、姻戚関係の◇◇◇◇さんは以前より耕作しておりまして、この度の話がまとまり所有権移転をいただきました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何の問題もありません。

《森崎委員》

110番について説明します。この件は、これ、親子関係なんですけれども、補助事業申請のための手続きです。両方とも真面目に熱心に農業しております。何ら問題ありません。

《薬師寺委員》

111番について説明いたします。この園地は、すでに◇◇◇◇さんが今まで園地を耕作されていましたが、所有権の移転がきちっとできてないということで、今回、2人の話がまとまり、所有権移転で◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、元果樹指導員でもあります。年齢は79歳ではありますが、ご夫妻で熱心に耕作されていますので、何の問題もありません。

《上谷委員》

112番について説明いたします。◇◇◇◇さんは相続された土地があったんですが耕作できないということで、近くの◇◇◇◇さんが耕作されるということで、所有権移転のという方向で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組まれ

ておりますので、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員
さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第 1 号は原案のとおり承認することと決定いたし
ます。

続いて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、を議題とい
たします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、貸し住
宅が 1 件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7 ページに位
置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基
準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、12 番について説明いたします。申請人の父親が、生前に申請地と一
体利用地の宅地、里道に住宅を建て、また、駐車場を必要としたことから、駐車場を
新設しました。土地建物は申請人が相続をしており、申請地の転用許可を受けて、土
地建物を賃貸するとのことです。この案件につきましては、2 月 27 日、会長はじめ

関係者にて現地調査を行っております。違反転用につきましては、始末書の提出がされております。また里道の払い下げ手続きもされており、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和7年3月10日となっております

1ページめくっていただきまして9ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規27件59,127.00㎡、更新35件83,397.00㎡、計62件142,524.00㎡となっております 所有権の移転は、宇和島地区で1件1,639.00㎡、吉田地区で7件7,745.00㎡となっております。

今月の利用権設定、所有権移転の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《岡山委員》

182番、183番について説明いたします。182番は◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係にありまして、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇君が受けて耕作する、という設定であります。◇◇◇◇君はこの農地の近くで広く畑作を行っておりまして、最適な人物であり、問題はないと思います。

183番は、東京にお住まいの◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇君が耕作する、という更新であります。◇◇◇◇君は同地区で積極的に農業を行っている人物でもあり、何も問題はないと思います。

《高木委員》

184番と185番について説明いたします。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんもどちらもちょっとお年を召されていて、田んぼとか畑はようやらないということで、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんが受け継いでやられておられます更新でして、さほど問題はないと思われます。

《竹葉委員》

186番から190番までについて説明します。186番から190番の許可申請は、利用権の設定を受けて◇◇◇◇が更新及び新規で耕作するという申請です。同法人は、今年で設立20年を迎える農地所有適格法人で、実績に加え、堅実な経営を行っており、5件の申請、問題ございません。

191番について説明します。191番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは高齢ですが、体力、また、健康面においても特に支障なく、今までどおり耕作されるということで、問題ないと思います。

192番について説明します。192番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは積極的に農業に従事されており、引き続き耕作されとのことで、問題ありません。

193番について説明します。193番については更新です。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは、従兄弟の関係になります。◇◇◇◇さんは健康や体力的にも支障なく、更新は問題ないと思います。

194番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは松山在住で耕作できないため、地元の◇◇◇◇さんが耕作することで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが、元気に農業をされており、また後継者も確保できているとのことで、問題ないと思います。

195番と196番について説明します。195番と196番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは地元では若手で、手広く農業に取り組まれています。2つの申請、何ら問題ありません。

197番について説明します。197番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは高齢ですが、体力、健康面にも特に懸念なく、引き続き耕作されとのことで、問題ないと思います。以上です。

《上甲委員》

198番について説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢のため耕作していただく人を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが引き受けることになりました。佐々木さんは熱心に農業に取り組んでおります。問題ないと思います。

《堀田委員》

199番から13ページの203番までございますけれども、まず199番の◇◇◇◇さんはもう高齢になってですね、もう、探しておりましたら、近所に住んでいます◇◇◇◇さんに耕作をお願いする、ということで。これ、新規でございましてけれども、◇◇◇◇さんは元気で農業をされておりますので、問題ないというふうに思っております。

200番についても◇◇◇◇さんは高齢でございまして、この◇◇◇◇さんの分につきましても近所の◇◇◇◇さんをお願いをする、ということで。これも新規でございましてけれども、問題ないというふうに思っております。

開けて13ページでございしますが、これも、◇◇◇◇さんが、この近所であります◇◇◇◇さんをお願いをする、ということで、これも新規でございましてけれども、◇◇◇◇さんをお願いする、というふうな話になってございます。

それから202番の◇◇◇◇さんにつきましても、これは◇◇◇◇さんをお願いをする、と。◇◇◇◇さんは、息子さんが機械とかそういうのは乗っておられて、後継者おりますので、大丈夫かというふうに思っております。

それから、203番の◇◇◇◇◇さん、施設に入っておられますけれども、息子がおられますけれども。これちょうど田んぼが◇◇◇◇さんとこの田んぼと作り分けの世話してございまして、その分は従来、◇◇◇◇さんをお願いしとるということでございますので、これにつきましては更新でございまして。以上でございます。

《兵頭委員》

204番についてご説明させていただきます。この案件は、更新でございまして。◇◇◇◇さん、高齢で耕作できないということで、引き続き◇◇◇◇さんに耕作をお願いしたい、という話でまとまりました。◇◇◇◇さんは、健康で体力的にも問題ございませんので、問題ないと思っております。

《和田委員》

205番についてご説明いたします。こちらの案件は、更新でございまして。◇◇◇◇◇さんは、熱心に農業されてるそうです。問題ないと思います。

《末光委員》

失礼します、206番について説明させていただきます。206番については氏原委員からの代読を述べさせていただきます。206番については更新です。それで、設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業取り組んでおり、今までどおり耕作することで問題ない、ということです。以上です。

《渡邊鉄雄委員》

207番の説明させていただきます。利用権を設定する◇◇◇◇さんについては介護施設の方に入所しているため、◇◇◇◇君に新規で耕作をお願いしたところ耕作をする、ということで問題はありません。

《井上惣一委員》

208番と209番について説明をいたします。208番は更新で、◇◇◇◇さん、今までどおりするということで問題ありません。

209番の◇◇◇◇さん、勤めに出ておりまして耕作ができないということで、◇◇◇◇君が耕作します。真面目にやっていますので、問題ありません。以上です。

《森崎委員》

210番と211番について説明いたします。この案件、どちらも新規です。田◇◇◇◇さんはもう高齢のため、隣接する◇◇◇◇さんが作る、というふうなことになりました。そして、下の◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作る、ということなんですけれども、この、◇◇◇◇さんのお父様はもう早く亡くなりまして、お嫁さんが作っておったんですけれども、なかなか体力的に難しいということで、今回、◇◇◇◇さんが作るようになりました。何の問題もないと思います。

《小清水委員》

212番から説明いたします。まず212番から217番までは、受け手◇◇◇◇でございます。受け手としては何ら問題ございません。

212番につきましては、◇◇◇◇さん体調が優れないということで、今回新たに水田の方を◇◇◇◇にお願いする、ということになりました。

213番、◇◇◇◇さんは、これ、相続で水田を受け継いだもので、農業は一切しておりません。それで、これまでも◇◇◇◇にやっていただいておりますので、続けて更新で◇◇◇◇にお願いする、ということでございます。

214番につきましては、◇◇◇◇さん、これも体調が優れないということでございまして、◇◇◇◇がこれまでも耕作しております。

それと215番、216番につきましては、まず◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、ご夫婦でございまして、これも相続で受け継いだ水田でございまして、農業の方はやられておりません。それで、これまでも◇◇◇◇が耕作をしておりましたので、引き続いて◇◇◇◇にお願いする、ということでございます。

217番につきましては、◇◇◇◇君はお勤めでございまして、松山の方におられます。これも、相続で受け継いだ水田で、ずっと◇◇◇◇に耕作を委託しておるということでございまして、そのままでございます。何ら問題はございません。

218番、219番につきましては、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が新規でやる、ということになっております。◇◇◇◇君も非常に熱心にやられておりまして、◇◇◇◇さんが高齢のためにできないということで、◇◇◇◇君が今回耕作を受けるようになりました。何ら問題ございません。

それから、２２０番、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が耕作をするわけですが、これまでもずっと耕作をしておりましたので、この点も何ら問題はないかと思います。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します、２２１番から２２５番にかけて説明をいたします。まず２２１番ですが、◇◇◇◇さんが高齢のため耕作できないということで、◇◇◇◇君が、既にもう耕作をしております。そのため更新であります。何も問題はないと思います。

２２２番、◇◇◇◇さんも高齢で耕作ができないということで、◇◇◇◇君が引き続き耕作をする、ということで更新になっております。

２２３番について説明申し上げます。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇君に新規に畑を作ってくれるよう依頼をしたところ、了承して耕作するようになりました。何ら問題はないと思います。

２２４番の◇◇◇◇さんは高齢で、近くの◇◇◇◇君が既に耕作をしております。それで、何ら問題ないと思います。

２２５番、◇◇◇◇さんも高齢で、先ほどの◇◇◇◇君が新規にやるということで、何ら問題はないと思われます。以上です。

《薬師寺委員》

２２６番と２２７番について説明いたします。この２件は、２件とも更新であります。更新でありますので、設定を受けます◇◇◇◇さんは、果樹耕作に積極的に熱心にされております。今までどおり耕作するというので、何の問題もありません。

《山口委員》

２２８番なんですけど、今まで、この利用権設定せずに作っていたんですけども、この度利用権を設定することになって、新規となっておりますが、設定を受ける◇◇◇◇君はもう熱心な、地区でも稲作農家であります。問題ないと思います。

《松本委員》

２２９番について説明いたします。設定を受ける◇◇◇◇さんは兼業農家ですが、積極的に米作りをしておりますので、ちょうど◇◇◇◇さんっていうのは、もう高齢になりまして、ちょっと体調を崩した次第であるみたいなんですけど、ちょうど親戚になりますんで。◇◇◇◇さんがそれを受けて耕作をするという、そういうふうな新規の契約でございます。

２３０番、受ける者は同じ◇◇◇◇さんなんですけど、ちょうど同じ自治会内の◇◇◇◇さん、女性の方なんですけど、もう高齢になりまして畑作はできないということで、作業を◇◇さんに委託するという、そういう新規の契約でございます。何ら問題ないと思います。

《渡邊与志樹委員》

231番について説明いたします。新規の賃貸借になります。

続きまして232番から236番は、更新手続きとなります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、平素より稲作に力を入れております。農機具あり、労働力ありで何ら問題はありません。

《清家委員》

237番についてご説明します。本来、◇◇◇◇さんの田んぼは◇◇◇◇という集落営農組合が作っていたのですが、この人亡くなりまして、相続手続きで相続人◇◇◇◇さんという人が土地を相続されてからは、この松◇◇◇◇さんという人が、田んぼも隣り合わせで自分が作る、というふうなことで賃貸借が成立しまして、新規で5年契約ということになりました。以上です。

238番、これは借受人◇◇◇◇君、それから貸し出し人が◇◇◇◇◇さん、これもう相続をされて◇◇◇◇さんになっております。こちらの方は、◇◇◇◇君は28歳という若さではありますが、現在、米作り熱心にやられておる方で、新規5年ということになりましたので、これも大丈夫だと思います。

《宮河委員》

239番から243番について説明いたします。239番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作するということなので、問題ありません。

240番の利用権を設定する◇◇◇◇さんは、これまで利用権を設定し耕作していた方が耕作できなくなったため、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に飛ん取り組んでいますので、問題ありません。

241番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作するということなので、問題ありません。

242番の利用権を設定する◇◇◇◇さんは、これまで利用権を設定し耕作していた方が耕作できなくなったため、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

243番の利用権を設定する◇◇◇◇さんは、柿原在住のため耕作が難しいということで、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。以上です。

《土居委員》

37番、38番について、22ページ、37番38番について説明します。それぞれ◇◇◇◇さんや◇◇◇◇さんは、高齢でもありご主人も亡くされ、後継者もおらず、作り手を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんが作る、という話がまとまり、所有権移転の運びとなりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業されており、お父さんも一緒

にされており、何ら問題ありません。

《河野秀雄委員》

失礼いたします。39番から44番について説明をいたします。39番は、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに畑を譲渡するということで話がまとまり、何ら問題はありません。

40番から43番まで、◇◇◇◇さんが所有してる畑を、それぞれ40番の◇◇◇◇さん、41番は◇◇◇◇さん、42番は◇◇◇◇君、それぞれ近所の方に畑があります。すいません、もう1件ありました。次のページ、◇◇◇◇君、この人もすぐそばに畑がありまして。この◇◇◇◇さん、ご主人が亡くなられて、ご主人のお姉さん夫婦が耕作をしていたのですが、昨年、お姉さんの旦那様が亡くなりまして、一度戻されて、そういう意味で所有権移転ということになりました。全然問題ないと思います。

44番の◇◇◇◇君は、◇◇◇◇さんの畑を長年耕作していたのですが、今回、所有権移転ということで話がまとまり、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、森崎委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第3号は原案の通り承認することと決定いたします。森崎委員の入室を認めます。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法法律第19条第6項の規定による地域計画（案）に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書24から25ページをご覧ください。議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画（案）について意見を求められたものです。

先月に引き続きでございまして、これで宇和島市の全ての地域計画となります。地区ごとの詳細な資料につきましては、先月同様各地区の担当委員さんのみにお配りしておりますが、三間地区に関しまして、ちょっと資料が、かなり細くなるということですね。今回、前のスクリーンの方に三間地区の地域計画を写してですね、説明をさせていただいたらと思っております。

また、お手元に資料の無い委員さんにつきましてもですね、前のスクリーンの方もご覧いただいたらと思います。

それでは農林課より説明をお願いします。

《宇都宮係長》

失礼いたします、宇和島市農林課の宇都宮と申します。前回の定例総会と同様に、今年度末までに作成しなければならないとされています「地域計画」について、内容の説明をいたしたく、時間を設けていただきました。以後、着座にて説明いたします。

すいません。前方のスクリーンの説明に入ります前に、前回と説明内容が重複する部分もありますが、今回、私がこの場で発言している趣旨といたしましては、農業委員の皆様には何か新しい、新たにお願ひ、何かをお願いしたいということではなく、今回お示ししている地図の素案であったり、こういう大まかな案を提示させていただいて、地域計画の作成を進めていってよろしいでしょうか、というような承認を頂くことを大きな目的としております。

今回、事務局からございましたように、旧吉田町と三間町、津島町の一部について案を策定、作成しております。冒頭、事務局からもございましたが、1点お詫びをしないといけないのが、三間地区におきましては、昨年の12月17日から20日にかけて、成妙・三間・二名の小学校区ごとに自治会長さんと農事組合長さんを対象とした説明会を三間公民館にて行いましたけれども、その結果を集約するのにちょっと時間を要しております、本日は配布する資料というものがございません。この後、前方のスクリーンにて地域計画の案をお示しして、説明をさせていただきます。それでは、前方のスクリーンの説明に移ります。

こちらは、今回ご意見をお伺いする地区のうち、吉田町の沖上地区のものです。農業者の数が多く、広範囲な地域におきましては、地図上で何番の農業者がどこで耕作をしているかが分かりづらい状況になっておりますが、大まかにこの辺りで22番の方が耕作をしている、という参考程度にご覧いただけますと幸いです。当然、誰がどの地番で耕作をしている、という情報は当方で持っておりますので、変更がある都度、情報を更新したいと考えております。

また、こちら違う地区、吉田町の元町地区というところになるんですけれども、ご覧のとおりですね、今回、お示ししている地図の中で、先程のように番号を振れていない、番号の表示ができていない地域がございます。これは、確認作業に時間を要しているためで、繰り返しにはなるんですけれども、誰がどの地番で耕作をしている、

という情報は当方で持っておりますので、それを踏まえまして、年度末の公表までに確認作業を急ぎたい、と考えています。

そして、こちらが三間地区における地域計画の目標地図の素案になります。ご覧のとおり、他の地区とは地図の作り方が異なっておりまして。これまでご覧いただいたのが、例えば誰がどこで耕作をしている、という情報を地図上に番号で示していたんですけれども、三間地区につきましては、耕作者の一覧がここに掲載されているのは同様の作りなんですけれども、色で地図上に表示することで、どなたがどこで耕作をしている、というようなことを表示するようにしております。

前方のスクリーンの説明は以上となりまして、前回と同様の説明にはなるんですけれども、この地域計画といいますのは作って終わりではなく、今後も年に1回は内容を見直すこととされていますので、今後も地域との協議を継続して、より整合性の高いものに更新をしていきたいと考えております。

特に、国の補助事業であります中産間地域等直接支払制度というものが存在する地域においては、その制度をベースとして作成をしているんですけれども。ちょうど、中山間の制度が、5年ひとくくりの期間が今年度末で終わりまして、また、令和7年度、次の4月から新たな制度内容の見直しがあつて、新たな5年が始まるという中で、現在の、ここに掲載されている情報というのが多分に変更が生じることが予想されます。地域との協議を経まして、耕作者の変更であつたり、農地の変更について、都度反映させて、より整合性の高いものを作成していきたいと考えております。

冒頭の繰り返しになるんですけれども、何かして欲しいとかご意見をお伺いするという趣旨であるのは、平たく言えば、もうこの案で作成を進めていってよろしいでしょうかというような、承諾をいただく場であればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

《庵崎事務局長》

三間の地区毎の地図を見せてもらったら。

《宇都宮係長》

28の自治会毎に、こちらは是能なんですけれども、是能の地図でございます。ごめんなさい、ちょっと2枚目以降が上手く表示されてなくて、すいません。

こちらが冒頭の是能地区です。2つ目の曾根でございます。ちょっと小さいんですけれども。こちらが成家です。こちら則です。こちらが大藤となります。こちら黒井地です。戸雁、宮野下です。北増穂、こちらが小沢川です。こちらが川之内です。こちらが元宗です。増田です。土居中、迫目、務田です。務田まで行きまして、こちら中野中です。浪岡です。田川、金銅です。土居垣内です。古藤田です。こちら大内、是延、兼近、三間中間。こちら黒川です。こちらが音地、これで最後となります。

《中島次長》

すいません、事務局の方からですね、三間町の地図について、少し追加の説明をさ

せていただいたらと思います。

これ、今ですね、ちっちゃくて見えにくいと思うんですけども、右の方に耕作の方の名前と色が付いています。これはですね、今現在、農業委員会が持っている耕作者のデータの中で、概ね65歳までの方が今現在耕作している所を、そこにですね、色を付けたものになっております。

というのが、目標値というのが、概ね10年後誰が耕作をしているのかということ地図に表せ、というのが大本の趣旨でございまして、今現在65歳未満の方であれば、10年後75歳。まだ、何とかやられてるんじゃないか、というところですね、65歳未満の方に色を付けてですね、表示をさせていただいたという形になってまして。白抜きの所に関してはですね、今現在で65歳以上の方が耕作されているか、または耕作されていないか。

ただ、農業委員会が持っているデータというのはですね、例えばその相続人の方がやられてるような所、名義を、土地の名義がですね、お父さんの名義で、例えば亡くなられて息子さんが相続してるんですが相続登記をされてないような場合はですね、耕作者がお父さんの名前のままになってましてですね。そういった所が、お父さんの名義ですので、80歳とか90歳とかいう方がですね、耕作者になってるとですね、そういった部分は、どうしても白抜きになってます。

実際には息子さんがやられてるよ、ということもあろうかと思うんですけども、そこまでのデータを農業委員会は把握できてないので、どうしても白抜きになってしまったりとかですね。あとは、若い人が実は闇でやってたりとかするとですね、農業委員会の耕作も、台帳の中に載ってないので、ここ誰それがやりよるんやけど、若いんやけど白になつとる、とかいうところはですね、きちんと貸借というか、農業委員会を通して手続きができてないような、そういった場所もですね、ひょっとしたらあるかもしれません。

今のところ、この地図の作り方としましてはですね、概ね65歳未満の方が、今現在耕作している、ということで農業委員会の台帳に名前が載っている所に色を付けさせてもらっております。

あと、法人ですね、法人がやられてる所。農事組合法人であつたりとか、多分今ちらっと名前があつた、ワールドファーマーズさんなんかもちろつとあつたと思うんですけども、そういったところは法人ですので、法人が耕作しているというところで、色はつけております。以上でございます。

《宇都宮係長》

何か今までの説明でご質問などございませんでしょうか。

《宮河委員》

宇和島市203、岩渕地区、岩渕、下芋地谷の地域計画見せてもらつとるんですけど、畑しか入ってないんですけど、田んぼは別にあるんですか。

《宇都宮係長》

ございます。というか、現状、その中山間の制度上で把握しているもののみ、ちょっと地図で表示しているようになるんですけども。その地域内には当然、田、畑存在するというのは認識しておりますので、

《宮河委員》

田んぼの方の地域計画も、でき次第。

《宇都宮係長》

順次、内容の整合性を高めるという意味で。ちょっと、今回はもう、たちまち、そちらをご提示させていただいてるもので。それが全て、という意味ではもちろんないんですけども。今後の協議を進める中で、変更という形で反映できればと考えています。

《宮河委員》

ということは、年度内にはできないと。

《宇都宮係長》

そうですね。ちょっと年度内のそれらの反映は難しいかな、とは考えておるんですけども。年度内に作る、ということがちょっと法律の要件になっているので、ちょっとベースに、そちらの方させていただいて、都度更新させていただいたらと思っております。

《宮河委員》

分かりました。農事組合法人岩渕がやってる。

《宇都宮係長》

そうですね。その動きも当然把握しておりまして。別のふるさと保全計画というような形で、そちらの地域とか御嶺とかについては、次年度の、次年度内に向けて動いている、というような動きは当然把握しておりますので、そことも連携して進めていけたらと思っております。

《宮河委員》

分かりました。また後で教えてください。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。これ、今回出るのは3月末までのたたき台であって、情報が変わるたび、都度、そのアップデートをしていくということで、常に更新化していくと、肉付けが付いていくというような解釈でよろしいですかね。

《宇都宮係長》

はい、そのとおりでございます。

《井上和久委員》

とりあえず承認してくれ、と。

《宇都宮係長》

はい。ちょっとこの内容、でというのが非常に皆様ご判断しにくいとは思いますが、けれども、よろしくお願いいたします。

《 会 長 》

今できてない分はいつになったらできるの。

《宇都宮係長》

7年度に入ってから、また、補助事業上必要な方とか随時入れて参りますので、そういった方々の情報を反映しつつも、7年度中には、そういった更新作業は、はい、進めていきたいと思っております。

《 会 長 》

他にご質問ございませんか。はい、土居委員。

《土居委員》

地元のやつ見ても、地元が二地区あるんですが、全員がこれ、10年耕作を継続とありますけど、これでいいんですか。確認なんかは。

《宇都宮係長》

確認作業が、それはきちんと行っているのか、と聞かれれば、ちょっと不十分である、というのはもう、言わざるをえないんですけれども。それも、たたき台として作らせていただいて、今後、10年後は誰か別の人になる予定だよとか、そもそもやめるよ、というようなことは、反映させていきたいと思っております。

すいません。ちょっと皆さん継続となっていて、それが必ずしも皆さんの意見を聞いてのことではない、というのは事実でございますので。そこは、聞き取りなどもしていって整合性を高めていきたいなと思っております。

《土居委員》

来年からということで。

《宇都宮係長》

そうですね、作ってからの動きにはなってしまうんですけれども、申し訳ありません。

《 会 長 》

他にございませんか。

非常に分かりにくいかと思いますが、ご意見もないようですので、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

議案第４号農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定による地域計画（案）に関わる意見照会について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。よって議案第４号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和７年３月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
